東京都	八王子市	平成二十七年三月三十一日	同右
	武蔵野市		
	昭島市		
	調布市		
	町田市		
	小金井市		
	多摩市	同右	同右
	稲城市		
	あきる野市		
岡山県	総社市	平成二十八年三月三十一日	同右
	浅口市		
	都窪郡早島町		
	浅口郡里庄町		
山口県	萩市	同右	同右
	美祢市		
徳島県	板野郡松茂町	同右	同右
	同郡北島町		
	同郡板野町		
福岡県	行橋市	同右	同右
	中間市		

○総務省告示第百二十三号

国が行う補助の対象となる消防施設の基準額（昭和二十九年総理府告示第四百八十七号）及び消防施設強化促進法施行令附則第六項等に基づく総務大臣の定める基準等（昭和五十一年自治省告示第百二十五号）は、廃止する。

平成二十六年三月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第百二十四号

緊急消防援助隊に関する政令（平成十五年政令第三百七十九号）第六条第二項の規定に基づき、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成十六年総務省告示第二百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の補助金から適用する。

平成二十六年三月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

第一条　国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額は、施設の種類ごとに、次の表のとおりとする。

（基準額）

区分		施設の種類	基準額（単位千円）
消防用自動車	消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車	
			CD－II型　16,426
			CD－I型　13,118
		災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	
			II型　18,302
			I－B型　17,863
			I－A型　16,471
		災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	
			V型　60,264
			IV型　50,170
			III型　42,240
			II型　26,164
			I型　24,109
			大II型　84,061
			大I型　69,114
	救助工作車	救助工作車	
			IV型　22,628
			III型　38,676
			II型　24,180
	救急自動車	災害対応特殊救急自動車	20,438
自動車		災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	
			38m級　128,872
			30m級　101,354
			24m級　87,656
			18m級　70,574
			15m級　62,979
		災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車	86,026
		災害対応特殊高発泡車	15,654
		災害対応特殊大型高所放水車	84,466
		災害対応特殊泡原液搬送車	21,369
	その他の消防用自動車		